

議案第74号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成24年6月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市税条例の一部を改正する条例

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

松阪市長 山中 光茂

記

松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成17年松阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度

から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 21 条の次に次の 1 条を加える。

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 15 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第 2 条第 1 項の博物館（次号及び第 5 号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第 1 号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第 17 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を

含む。）」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第 23 条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」を「前年分の所得税につき震災特例法」に、「附則第 45 条第 2 項」を「附則第 45 条第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）附則第 23 条の規定は、平成 24 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 23 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 24 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 23 年度分までの固

定資産税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正前の松阪市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第 12 条第 2 項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第 4 項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号。次項において「平成 24 年改正法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 24 年度分及び平成 25 年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第 12 条第 2 項	前項	附則第 12 条第 1 項
	平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	10 分の 8	10 分の 9
旧条例附則第 12 条第 4 項	0.8	0.9
	平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	第 1 項	附則第 12 条第 1 項

- 3 平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 14 条	又は第 13 条の 2	若しくは第 13 条の 2 又は松阪市税条例の一部を改正する条例（平成 24 年松阪市条例第 20 号。以下「平成 24 年改正条例」という。）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の松阪市税条例（以下「平成 24 年改正前の条例」という。）附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項
	又は第 13 条の規定	若しくは第 13 条又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項の規定
附則第 15 条 第 1 項	から第 5 項まで	から第 5 項まで又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項

